

近畿中学校総合体育大会開催基準要項

1 主旨

近畿中学校の生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、力と技とスポーツマンシップの高揚を図り、健全な中学生を育成するとともにスポーツの普及・振興と中学生相互の親睦を図るものである。

2 主催

近畿中学校体育連盟、近畿各府県教育委員会及び大会開催地各市町村教育委員会等とする。

3 後援

大会開催地府県、市町村及び大会開催府県関係競技種目団体とする。

4 主管

大会開催府県中学校体育連盟とする。

5 大会の開催

大会は毎年開催する。

各競技種目の競技会場は、同一府県内を原則とする。

大会の開催地は、大阪、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、京都の輪番を原則とする。

6 大会開催の時期

大会は8月初旬とする。ラグビーフットボール、駅伝競走、スキーは11月から1月とする。

7 大会の運営

大会の運営は主催団体が行うが、各競技種目の運営は本連盟関係種目別専門部がこれにあたる。

また、災害等の緊急時（自然災害、重大事故、食中毒および感染症等）や、気象警報・注意報発令時、熱中症等の対応については、開催地における状況や方針等が優先されるべきことから、開催地実行委員会にて必要な事項を別に定める。

8 大会の規模

(1) 競技種目は、6府県のうち3府県以上実施している種目とし、これを正式種目とする。

ただし、理事会の承認があればオープン種目を実施することができるが、オープン種目として実施できる種目は、2府県以上の中学校体育連盟に専門部がある種目とする。

(2) 大会期間は、最大2日間を原則とする。ただし、天候異変から生じる大会期間の延長は1日を原則とする。

なお、競技種目の特性や安全配慮の観点、関係団体との申し合わせ、大会経費など様々な状況の変化から変更が必要な場合は、近畿中学校体育連盟への要望手順に従って、理事会への報告と承認を得ること。

9 参加資格

(1) 参加者は、各府県中学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技要項により大会参加の資格を得たものとする。

(2) 各府県中学校体育連盟において府県代表と認められたもの。

(3) 参加者は、在籍する学校長の出場承認書を必要とする。

(4) 同一年度内の選手の参加は、駅伝・スキーを除く全競技を通じて、一人一回とする。

(5) 複数校合同チーム大会参加

複数校合同チームで参加する場合は、「近畿中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」の条件を満たしていること。

(6) 拠点校部活動大会参加

拠点校部活動で参加する場合は、「近畿中学校総合体育大会拠点校部活動参加規定」の条件を満たしていること。

(7) 参加資格の特例（別記）

(8) 取得する個人情報については、大会参加の要件とする。

ただし、本連盟は、「個人情報保護方針」に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守し、取得する個人情報について適正に取り扱う。取得した個人情報は、競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編成及び作成、大会記録等掲載（ホームページ・大会記録集・報道機関への提供等）、その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用するので理解すること。

10 引率及び監督等

(1) 参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員が行うこととする。

なお、部活動指導員は、他校の引率者及び監督者にはなれない。

(2) 引率者・監督者の特例

近畿中学校総合体育大会の参加について、出場校の校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、出場校の校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「近畿中学校総合体育大会引率・監督細則」により、出場校の校長が承認した引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督の資格を認める。

(3) 近畿中学校体育連盟が主催する大会に出場するチーム・選手の引率者、監督者、部活動指導員、外部コーチ、トレーナー等は、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（平成29年11月29日付平29中体連第356号）」に準じ、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は、校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

11 外部コーチについて

(1) コーチまたはマネージャー等（以下「外部コーチ」という）については、学校長が認めた二十歳以上で、別紙様式8により大会本部に届けのあった者。ただし、当該校以外の中学校教職員は、外部コーチになれない。また、同一人が複数校の外部コーチになれない。

（水泳飛込、体操、新体操、卓球（アドバイザー）、スキーは除く）

(2) 各学校の指導計画に従い、日常的に継続して指導にあたっている者。

(3) 外部コーチは、原則として大会に参加できる。

(4) 原則として顧問以外に外部コーチの審判を認める。

12 大会役員

本大会の役員は、概ね次のとおりとする。

会	長	近畿中学校体育連盟会長	
副	会	長	近畿中学校体育連盟副会長
顧	問	近畿各府県教育委員会教育長	
参	与	近畿各府県教育委員会体育主管課長	
大会	委員	長	大会開催府県中学校体育連盟会長
大会	副委員	長	近畿中学校体育連盟理事長、副理事長
大会	委員	近畿中学校体育連盟理事、監事、幹事（局長）	

1.3 競技方法

各競技種目の実施要項は別に定める。

全国大会の予選を兼ねる（種目によってはその限りでない）。

1.4 参加申込み

各府県大会において選抜又は選考されたものは各府県中学校体育連盟を経て申し込むこと。

1.5 大会の式典

総合開会式の開催競技種目は、大会運営に支障のないよう、開催府県に一任する。

1.6 表彰

各競技種目とも1位にメダル、1位～3位に賞状を授与する。

1.7 大会の経費

本連盟経費、共催助成金等でまかなう。

[付 則]

◎近畿中学校体育連盟への要望手順

①近畿大会に関わる変更は、近畿中学校体育連盟理事会に要望する。

②近畿中学校体育連盟理事会に要望する場合は、必ず専門部ブロック長が出席し、説明を行う。

③要望事項は、近畿中学校体育連盟理事会にて審議する。

④要望する際には、各府県中学校体育連盟で必ず情報共有しておくこと。

〔 別 記 〕

◎ 下記に該当するものは近畿中学校総合体育大会の参加を認める。〔参加資格の特例〕

≪ 学校教育法第134条在籍生徒 ≫

- 1 学校教育法第134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、各府県中学校体育連盟の予選大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - (1) 近畿大会の参加を認める条件
 - ア 近畿中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあつては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに適切に行われていること。
 - (2) 近畿大会に参加した場合の守るべき条件
 - ア 近畿大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 近畿大会参加に際しては、責任ある当該校校長又は教員が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

≪ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生 ≫

- 1 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、各府県中学校体育連盟の予選大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。
 - (1) 近畿大会の参加を認める条件
 - ア 近畿中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我国の中学校と一致していること。（中学校等に在籍している生徒であること）
 - ウ 参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、日常継続的な活動が代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、各府県で適切に行われていること。
 - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で各府県中学校体育連盟に登録していること。
 - カ 各府県における予選会を含め全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で近畿大会（全国大会・近畿大会予選の位置づけとなる各府県大会含む）に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。また、他の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）での参加も認めない。
 - (2) 近畿大会に参加した場合の守るべき条件
 - ア 近畿大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 近畿大会参加に際しては、責任ある代表者や指導者が生徒を引率すること（引率・監督細則4-②を適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 団体競技における地域スポーツ団体（地域クラブ活動）名での出場は1チームのみとする。（複数のチームの参加は認めない）

3 参加を認めない場合

ア 近畿大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、以降一切の参加を認めない。

4 その他

ア 上記特例については、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

イ 上記特例については、今後も検討を続けていく。

平成25年度第6回理事会 文言追記(9-(7))

平成26年度第1回理事会 改正(9-(7))

平成26年度第5回理事会 項目追加(11)

平成29年度第6回理事会 改正

(6、8、10、11、13、15、16、付則)

令和2年度第3回理事会 改正(7)

令和4年度第5回理事会 改正

(9参加資格(4)追加

(5)参加資格の特例追加)

令和4年度第6回理事会 改正

(9参加資格(3)(4)(8)(別記)文言修正

(6)拠点校部活動大会参加追加

10引率及び監督等(1)(2)文言修正

11外部コーチについて(1)文言修正

12大会役員 大会委員文言修正)

「近畿中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」

1 趣旨

参加を承認する精神は、あくまで少人数の運動部による単独でのチーム編成が困難な場合の救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チームで参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2 条件

- ① 合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
- ② 合同チームの各校は、府県中体連に加盟している。
- ③ 合同チームとしての大会参加が、府県中体連に承認されている。
- ④ 個人種目のない以下の競技種目に限る。

バスケットボール（5）、サッカー（11）、バレーボール（6）、ハンドボール（7）、
軟式野球（9）、ソフトボール（9）、ホッケー（6）、ラグビーフットボール（12）

※（ ）内の人数を下回った場合を原則として合同チームを編成できる。人数の偏り、
学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。（前年度近畿大会以降に複数校合同チームの実績があるものについては、当年度についても、府県中体連会長の承認がある場合、引き続き複数校合同チームを編成して近畿大会に参加することができる。）

- ⑤ チーム名は校名連記とする。
- ⑥ 参加申込み手続きは、当該校の校長が承認の上、代表校長が行う。
- ⑦ 合同チームの引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。監督は1名とする。

3 その他

- ① 各府県中体連においては、「近畿中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」の趣旨を踏まえ参加状況を十分に把握しておく。
- ② 近畿中体連としては、実施していく過程で生じる問題については、各府県中体連の実態に応じて趣旨を踏まえて対処するとともに近畿中体連としても検討していく。

平成14年度第6回理事会 策定
平成22年度第6回理事会 附則追記
平成23年度第6回理事会 改正（2-④、⑦）
平成29年度第6回理事会 改正（2-⑦）
令和4年度第6回理事会 改正（2-④）

「近畿中学校総合体育大会拠点校部活動参加規定」

1 趣旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を当該市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。市町村もしくは府県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済措置として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（以下、拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2 条件

- ① （公財）日本中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規定」（別紙）に該当していること。
- ② 参加者は、開催年度の大会実施要項の参加資格を満たしていること。
- ③ 拠点校を編成する関係校全てが各府県中体連に加盟していること。
- ④ 拠点校としての大会参加が、各府県中体連に承認されていること。
- ⑤ 参加時の名称は拠点校名とするが、拠点校であることが分かる形とする。
- ⑥ 参加申し込み手続きは、該当拠点校が行うこと。
- ⑦ 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、引率・監督細則は適用する。

3 その他

- ① 各府県中体連においては、「近畿中学校総合体育大会拠点校部活動参加規定」の趣旨を踏まえ参加状況を十分に把握しておく。
- ② 近畿中体連としては、実施していく過程で生じる問題については、各府県中体連の実態に応じて趣旨を踏まえて対処するとともに近畿中体連としても検討していく。
- ③ 本規定は、令和5年4月1日より施行する。

「近畿中学校総合体育大会引率・監督細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

- 1 引率者としての外部指導者の規定
 - ① 出場校の校長が認めた二十歳以上であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う）がなされていること。
 - ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
 - ③ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門委員長から出場校の校長に連絡し、資格を取り消す。
 - ④ この規定以外のことは、各競技専門部の規定及び大会要項の通りとする。
- 2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。
 - ① 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長は、様式2、3により手続きを行ったうえで、開催府県事務局及び開催府県専門部に様式1をもって報告する。
 - ② 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長と当該中学校体育連盟競技専門部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
 - ・ その際は、様式4、5、6、7により手続きを行ったうえで、開催府県事務局及び開催府県専門部に様式1をもって報告する。
- 3 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。
- 4 引率上の留意点及び大会会場における留意点
 - ① 引率上の留意点等
 - (a) 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - (b) 引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
 - (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
 - (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
 - (f) 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。
 - ② 大会会場における留意点等
引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。
 - (a) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
 - (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
 - (c) 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。
 - (d) ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。

平成29年度第6回理事会 改正（主旨文言）

令和4年度第5回理事会 改正

（3 外部指導者監督権）

令和4年度第6回理事会 改正

（名称・主旨・全項目文言修正）

「近畿中学校体育連盟 個人情報保護方針」

本連盟が運営上、収集した個人情報及び肖像権の取り扱いについて、本連盟としての個人情報保護方針を下記のとおり定め、個人情報の保護に万全を期す。

記

1. 基本方針

- (1) 本連盟は、個人情報保護法および関連するその他の法令・規範を遵守し、適宜、本個人情報の保護に関する方針、施策の改善を図る。
- (2) 本連盟は、個人情報の取り扱いについてその利用目的を明確にし、その範囲内での利用を行う。
- (3) 本連盟は、法令に基づき要求された場合を除き、個人情報を事前に本人・保護者の同意を得ることなく第三者に提供しない。
- (4) 本連盟は、個人情報を安全に管理するため、個人情報の紛失・破滅・改ざん・漏洩等の防止に努める。
- (5) 本連盟は、自己情報の開示・訂正・削除・利用停止の求めがあった場合は、個人の権利を尊重し、適切に対応する。

2. 個人情報の利用目的

- (1) 近畿中学校体育連盟が主催する競技大会及び事業を開催するため。
- (2) 競技大会の結果及び記録の管理を行うため。
- (3) 行政機関の求めに応じ、個人情報を統計的に処理するため。または各種補助金等の交付の申請を行うため。

3. 個人情報の利用範囲

- (1) 大会要項・プログラムに掲載
 - ① 競技大会及び事業へ参加する役員・審判員・発表者等の所属名・名前。
 - ② 競技大会及び事業へ参加する指導者（監督・コーチ等）、生徒の学校名・名前・学年（競技により生年月日も含む）・性別・ポジション（競技により身長・体重も含む）。
 - ③ 過去の競技成績及び大会記録として掲載。
- (2) 大会記録等を掲載
ホームページ・大会記録集・教科書等の公的出版物への掲載、L I V E 配信※及び報道機関への提供。※L I V E 配信については、別記留意点を参照すること。
- (3) 上記の範囲以外の利用が必要になった場合は、会長及び理事長の判断により対処する。

4. 個人の権利の尊重について

本人・保護者から、自己情報の開示・訂正・削除・利用停止の求めがあった場合は、本人であるかを確認した上で、個人の権利を尊重し、適切に応じる。

5. 本保護方針は、平成18年4月1日より実施する。

改 正 令和3年6月18日（3-(2)）

改 正 令和4年2月22日（3-(2)、別記）

(別記) 個人情報の利用範囲におけるL I V E配信にかかる留意点

個人情報の利用範囲におけるL I V E配信に関する考え方について、留意点は下記のとおりとする。

- 1 L I V E配信の導入を必須とするものではないこと
 - ・有観客での開催が難しい場合等において、その代替案として導入を検討・判断するものであり、容易に導入を促しているものではないことに注意すること。
 - ・導入の検討・判断にあつては、開催地実行委員会や近畿中学校体育連盟各競技専門部において、関係競技団体の規定等を確認したうえで、その必要性の有無等を十分に議論し、導入を希望する場合は理事会の承認を得ること。
- 2 理事会承認を経て導入する場合の注意事項
 - ・代表校(者)へ、L I V E配信を実施する旨を事前に周知すること。
 - ・大会要項等へ明確に記載すること。
 - ・音声を含めた配信となる場合は、会場内のBGMとなる音楽の著作権の取扱いについて、楽曲の不使用や使用に問題がないものに限定する等、著作権者の利益を不当に害することにならないようにすること。
 - ・配信方法については、リアルタイムでのストリーミング配信や限定公開などの手法で、通常ダウンロード等ができない状態での配信とすること。
 - ・性的意図を持った悪用や悪質なSNS投稿等につながらないよう選手のアップを避ける等の性的ハラスメントにつながらない撮影方法とすること。
- 3 その他
 - ・本留意点のほか、L I V E配信に関して必要な規則は、理事会の議決を経て定める。

アスリートの盗撮、 写真・動画の悪用、 悪質なSNS投稿は 卑劣な行為です。

スポーツは、子供から大人まで誰もが楽しめるものです。そのためにも安心してスポーツに取り組める環境を守っていく必要があります。盗撮はもちろん、アスリートの写真・動画を悪用した性的目的のSNS投稿やWEB掲載は、アスリート、更には多くのファン、家族、関係者をつける絶対に許されない卑劣な行為です。すべてのアスリートが競技に集中し、スポーツを心から楽しめる環境を守るため、スポーツ界全体がこの問題に取り組みます。

- ・大会における盗撮防止事例を共有し、各大会での防止策の取り組みを後押しします。
- ・研修等を通じ、アスリート自身がネットやSNSで身を守る必要性を啓発していきます。
- ・SNS投稿やWEB掲載の実態把握に努め、関係機関に共有していきます。

この問題を解決するには皆様のご理解が欠かせません。
これからも安心してスポーツができる環境を守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。

安全な環境を、すべてのスポーツ愛好者のために。 SAVE ATHLETES, SAVE SPORT.

大会会場で盗撮等が疑われる行為を見かけましたら大会主催者にお知らせください。

アスリートを傷つける性的目的のSNS投稿やWEB掲載を見かけましたら下記サイトよりご連絡ください。
今後の対応に活用するとともに、悪質な事例については当局への通報も検討します。

<https://www.joc.or.jp/about/savesport/>



- ▶ 盗撮は迷惑防止条例で犯罪として処罰される可能性があります。
- ▶ SNS等で本人の名誉を傷つける書き込みは犯罪(名誉毀損罪)として処罰される可能性があります。
- ▶ 匿名による投稿であっても、法的手続により、投稿者が特定され、損害賠償請求の対象になる可能性があります。

公益財団法人 日本オリンピック委員会 公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会 一般社団法人 大学スポーツ協会
公益財団法人 全国高等学校体育連盟 公益財団法人 日本中学校体育連盟 独立行政法人 日本スポーツ振興センター